

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年10月28日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「市民局は情報公開推進等事業として情報公開システムの開発を事業者に委託し、」「現在、6,930万円で契約した事業者が新システムを開発しています」と述べています。

このことから、「2025年度」の「情報公開システムの開発委託費用」の支出について摘要しているものと解されます。

請求人は、財務会計上の行為が不当である理由として、「新システムは20年前に実現可能な陳腐なもので、かつ重大な瑕疵もあるため、税金を使って開発することは非常に不適です」「開発中の情報公開システムでも、新たなオンライン方式と光ディスクの手数料を同額にしようとしています」「ダウンロードは写しの交付ではありません」「開発中のオンライン方式では手数料が発生しないので、光ディスクと同額の手数料は間違います」と述べています。

また、請求人は、「自宅で職員が選んだ文書を閲覧できるということは、」「10円/頁の電子情報処理組織（ファイル転送）オプションと遜色のない文書を電子閲覧で入手可能にな

（裏面あり）

「 るのです」 「にもかかわらず、本質的な問題である写真撮影に対する対策を持っていません」 「市長と市民局長は、現在進行中の情報公開システムの開発を中止し、現行システムに」 「ファイル転送オプションを実装し、」 「A Iエージェントによる完全自動化の情報公開システムの開発に予算を投入してください」 「手数料徴収・管理の手間もなくなります」と述べています。

しかし、請求人の主張は、情報公開手数料や情報公開システムの開発に関する意見・提案であり、情報公開システムの開発委託費用の支出が違法又は不当である理由を摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

なお、普通地方公共団体の手数料とは、普通地方公共団体が特定の者のためにする事務について徴収できるものであり（法第227条）、条例で定められるものです（法第228条第1項）。条例の改廃や手数料の是非は、議会だけがこれを判断することができるものであり、監査委員がこれを監査する権限を持つものではないから、住民監査請求が対象とする財務会計上の行為又は怠る事実には該当しないことを申し添えます。